

生活保護行政について

①ケースワーカー充足率

被保護世帯数 (令和3年4月)	ケースワーカー 標準数	ケースワーカー 配置数 (令和3年4月25日)	充足率
A	$B = A / 80$	C	$D = C / B$
18,161 世帯	227 人	227 人	100.0 %

②社会福祉士、精神保健福祉士など専門職の人数

ア ケースワーカーにおける有資格者数

ケースワーカー 配置数 (令和3年4月25日)	社会福祉主事	社会福祉士	精神保健福祉士
227 人	211 人 (注1)	11 人	5 人

(注1) 社会福祉主事資格を有しない16名(CW227人-社会福祉主事有資格者211人)は、令和3年度中に社会福祉主事資格認定講座を受講し、資格取得予定である。

イ 専門職員の配置状況

		配置数	資格要件等 (下記のいずれかの資格要件等を有する者)
会計 年度 任用 職員	年金受給資格調査専門員	4 人	年金事務所・日本年金機構での就労経験者
	心理ケア支援員	7 人	臨床心理士、公認心理士
	不正受給防止対策員	2 人	警察OB
	生活保護適正化推進調査員	4 人	社会福祉主事
	医療扶助適正化相談・指導員	10 人	保健師、看護師、准看護師
	介護扶助適正化相談・指導員	8 人	介護支援専門員、主任介護支援専門員
委託	キャリアカウンセラー (被保護者就労支援事業)	23 人	厚労省の職業紹介事業の許可を受けた事業者の職員
	求人開拓員 (被保護者就労支援事業)	8 人	
	社会福祉士(精神障害者等長期入院患者の社会復帰事業)	2 人	精神保健福祉士、社会福祉士

③直近5年の監査の指摘状況

一般監査結果について

1 文書指示率の推移

単位：%

事務所	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
門司区	12.5	16.7	7.9	7.9	6.6
小倉北区	14.2	16.2	15.5	11.3	11.6
小倉南区	9.1	15.4	—	15.0	6.9
若松区	14.1	17.2	6.7	21.7	23.8
八幡東区	13.4	14.5	11.6	4.2	18.8
八幡西区	18.8	13.1	17.2	—	17.3
戸畑区	2.9	12.7	9.7	9.1	20.8
北九州市全体	13.4	15.1	14.5	14.7	13.2

※平成30年度の小倉南、令和元年度の八幡西については厚生労働省監査のため一般監査無し。

2 項目別文書指示率の推移

単位：%

項目	指摘内容等	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
援助方針	課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない等	1.5	0.6	0.5	0.7	0.3
世帯認定	同居する世帯員の認定が適切に行われていない等	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
資産	資産の保有状況が把握されていない、適切な指導が行われていない等	0.2	0.3	1.1	1.2	0.3
扶養	扶養義務者の状況が把握されていない、扶養の可能性が期待できる者に対する調査が行われていない等	3.6	5.0	3.7	3.6	3.3
他法他施策	他法他施策が活用されていない、年金等の受給権の有無を把握していない等	1.5	1.8	1.2	1.4	0.9
最低生活費	最低生活費の算定に誤りがある等	0.0	0.6	0.5	1.0	0.4
収入認定	収入申告書が定期的に徴取されていない、申告内容の確認や収入認定が適切でない等	3.2	2.9	6.7	5.2	8.1
保護の決定	保護の変更等にかかる処理が適切でない等	0.1	0.4	0.1	0.2	0.3
稼働能力等の把握	稼働能力の活用状況や病状が的確に把握されていない等	1.5	1.4	0.7	0.9	0.7
指導指示等	指導指示等が適切に行われていない等	0.8	0.2	0.0	0.5	0.0
生活実態	計画的な訪問が行われていない等	5.4	4.7	2.8	0.9	1.3
関係機関との連携	関係機関（民生委員、保健師、精神保健相談員等）との連携が適切に行われていない等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

③直近5年の監査の指摘状況

厚生労働省監査結果について

1 文書指示率の推移

単位：％

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実施区	実施無し	実施無し	小倉南	八幡西	八幡東
指摘率	—	—	47.8	65.8	—

令和2年度の八幡東については新型コロナウイルスの状況によりヒアリングのみ。

2 項目別文書指示率の推移

単位：％

項目	指摘内容等	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
援助方針	課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない等			17.6	36.4	
世帯認定	同居する世帯員の認定が適切に行われていない等					
資産	資産の保有状況が把握されていない、適切な指導が行われていない等			5.9	9.1	
扶養	扶養義務者の状況が把握されていない、扶養の可能性が期待できる者に対する調査が行われていない等			17.6	9.1	
他法他施策	他法他施策が活用されていない、年金等の受給権の有無を把握していない等			17.6	13.6	
最低生活費	最低生活費の算定に誤りがある等			5.9		
収入認定	収入申告書が定期的に徴取されていない、申告内容の確認や収入認定が適切でない等			29.4	9.1	
保護の決定	保護の変更等にかかる処理が適切でない等				2.3	
稼働能力等の把握	稼働能力の活用状況や病状が的確に把握されていない等				6.8	
指導指示等	指導指示等が適切に行われていない等			5.9	13.6	
生活実態	計画的な訪問が行われていない等					
関係機関との連携	関係機関（民生委員、保健師、精神保健相談員等）との連携が適切に行われていない等					